

令和 7 年第 2 回辰野町議会定例会会議録（19 日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 令和 7 年 3 月 19 日 午後 2 時 00 分
3. 議員総数 14 名
4. 出席議員数 14 名

1 番	古 村 幹 夫	2 番	松 澤 千代子
3 番	栗 林 俊 彦	4 番	吉 澤 光 雄
5 番	牛 丸 圭 也	6 番	小 澤 瞳 美
7 番	向 山 光	8 番	樋 口 博 美
9 番	高 木 智 香	10 番	林 政 美
11 番	本 田 光 陽	12 番	小 林 テル子
13 番	津 谷 彰	14 番	舟 橋 秀 仁

5. 会議事項

- 日程第 1 議案第 15 号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第 16 号 辰野町議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 17 号 辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 19 号 辰野町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 11 号 辰野町病児・病後児保育施設の設置及び管理に関する条例の制定について
議案第 21 号 辰野町保育園条例の一部を改正する条例について
議案第 24 号 辰野町使用料条例の一部を改正する条例について
議案第 27 号 債権の放棄について
- 日程第 3 議案第 1 号 令和 7 年度辰野町一般会計予算の歳入全部、歳出の内、1 議会費、2 総務費、4 衛生費の内水道費、6 農林水産業費、7 商工費、8 土木費、9 消防費、12 公債費、14 予備費
議案第 2 号 令和 7 年度辰野町上水道事業会計予算
議案第 3 号 令和 7 年度辰野町下水道事業会計予算
議案第 8 号 令和 7 年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算
- 日程第 4 議案第 1 号 令和 7 年度辰野町一般会計予算の歳出の内、3 民生費、4 衛生費（水道費を除く）、10 教育費
議案第 4 号 令和 7 年度辰野町国民健康保険特別会計予算
議案第 5 号 令和 7 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算

- 議案第 6 号 令和 7 年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算
 議案第 7 号 令和 7 年度町立辰野病院事業会計予算
 議案第 9 号 令和 7 年度辰野町介護保険特別会計予算
 日程第 5 議案第 25 号 令和 7 年度辰野町一般会計補正予算（第 15 号）
 日程第 6 請願・陳情についての委員長報告
 日程第 7 追加提出議案の審議について
 議案第 28 号 令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 16 号）
 議案第 29 号 辰野町農業委員会委員の任命について
 日程第 8 議員提出議案の審議について
 発議第 1 号 辰野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
 発議第 2 号 持続可能な学校の実現をめざす意見書の提出について
 日程第 9 議会閉会中の委員会の継続審査について
 日程第 10 議員派遣について

6. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武居 保男	副町長	山田 勝己
教育長	宮澤 和徳	代表監査委員	中村 文昭
総務課長	加藤 恒男	まちづくり政策課長	三浦 秀治
DX推進担当課長	赤羽 謙一	住民税務課長	桑原 高広
保健福祉課長	竹村 智博	子育て応援課長	高倉 健一郎
産業振興課長	岡田 圭助	事業者支援担当課長	菅沼 隆之
建設水道課長	熊谷 健司	会計管理者	上島 淑恵
学校支援課長	小澤 靖一	学びの支援課長	福島 永
辰野病院事務長	桑原 さゆり		

7. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	菅沼 由紀
議会事務局庶務係長	小林 志帆

8. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 5 番	牛丸 圭也
議席 第 6 番	小澤 瞳美

9. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議長

皆さんこんにちは。定足数に達しておりますので、令和7年第2回3月定例会第17日目の会議は成立了しました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、議案第15号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第16号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第17号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第19号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、以上4議案を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、古村幹夫議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（古村）

総務産業常任委員会に付託されました4議案についての審査結果を報告いたします。議案第15号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての審査結果を報告します。これは人事院勧告などに準じ、一般職の職員の給料月額などを改正するために条例の一部を改正したいとするものです。質疑討論では特記すべきものはございませんでした。採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。議案第16号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についての審査結果を報告します。これは期末手当の支給月数を改定するために、条例の一部を改正したいとするものです。質疑討論では特記すべきものはありませんでした。採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。議案第17号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての審査結果を報告します。これは会計年度任用職員の待遇改善を図るために条例の一部を改正したいとするものです。質疑討論では特記すべきものはありませんでした。採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。議案第19号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての審査結果を報告します。この改正はマイナンバーカードの利用促進などの一環として提案されたことが説明されました。「上伊那の市町村の手数料の状況はどうなっているか」との質疑に対し、「上伊那では箕輪町が令和5年4月から既に50円で実施しているがほかはない」との答弁がありました。「マイナンバ

「一カードの現在の交付状況は」との質疑に、「2月28日現在で2万6,728件、普及率で91.46%で、長野県下77市町村中8位である」との答弁がありました。採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。以上で総務産業常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。はじめに議案第15号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第15号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。次に議案第16号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第16号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。次に議案第17号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第 17 号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。次に議案第 19 号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第 19 号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。日程第 2、議案第 11 号、辰野町病児・病後児保育施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第 21 号、辰野町保育園条例の一部を改正する条例について、議案第 24 号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例について、議案第 27 号、債権の放棄について、以上 4 議案を一括議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、小林テル子議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（小林）

3 月 10 日、11 日、福祉教育常任委員会室において、委員全員出席で担当職員に内容説明を求め審査を行いました。議案第 11 号、辰野町病児・病後児保育施設の設置及び管理に関する条例の制定については、施設の設置にあたり条例を制定するものです。制定の内容のポイントは、利用対象年齢は 1 歳から小学校 6 年生まで、開所時間は午前 8 時から午後 6 時まで、利用料金は町内在住者は無料、町外在住者は有料との説明を受けました。特筆すべき質問はありませんでした。議案第 21 号、辰野町保育園条例の一部を改正する条例については、平出保育園と東部保育園の統合により平出保育園を閉園するために条例の一部を改正するものと説明を受けました。特筆すべき質問はありませんでした。議案第 24 号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例については、辰野西小学校体育館に空調設備が設置されたことに伴い、条例の一部を改正するものと説明を受けました。主な質疑としては、「空調設備の 1 時間の使用料の決定根拠は」の問い合わせに「1 時間原価が 1,260 円となり、他市町村の事例を参考に 1,200 円とした。適切かどうか 1 年間使ってみて検討する」との答弁でした。議案第 27 号、債権の放棄については、居所不明、本人死亡などの理由から辰野病院の診療費の一部負担金 19 件、合計 83 万 5,554 円の債権放棄をするものとの説明を受けました。

特筆すべき質問はありませんでした。福祉教育常任委員会に付託されました条例審査等 4 件は採決の結果、委員全員で一致にて可決すべきものと決しました。以上、委員長報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。はじめに議案第 11 号、辰野町病児・病後児保育施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 11 号、辰野町病児・病後児保育施設の設置及び管理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。次に議案第 21 号、辰野町保育園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。この採決は起立により行います。本件については、地方自治法第 244 条の 2 第 2 項及び議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例第 3 条の規定により、出席議員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする特別多数議決であります。ただいまの出席議員数は 14 名であり、その 3 分の 2 は 10 名であります。なお、この特別多数議決には、私、議長も表決権を行使することとされておりますので、ご了承願います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立 14 名)

○議 長

全員起立です。ただいまの起立数は 3 分の 2 以上であり、所定数に達しております。よって議案第 21 号は委員長報告のとおり可決されました。次に議案第 24 号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第24号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。次に議案第27号、債権の放棄についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場　異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第27号、債権の放棄については委員長報告のとおり可決されました。日程第3、議案第1号、令和7年度辰野町一般会計予算の歳入全部、歳出のうち1議会費、2総務費、4衛生費の内水道費、6農林水産業費、7商工費、8土木費、9消防費、12公債費、14予備費、議案第2号、令和7年度辰野町上水道事業会計予算、議案第3号、令和7年度辰野町下水道事業会計予算、議案第8号、令和7年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算、以上4議案を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、古村幹夫議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（古村）

令和7年度予算審査について、本定例会初日、議案第1号から議案第8号の中で、当委員会に付託されました議案についてその概要と審査結果を報告いたします。議案第1号、令和7年度辰野町一般会計予算の審査結果を報告します。歳入についての質疑は、3月12日の合同委員会に全員出席したため省略します。また、当委員会での歳入についての質疑討論に特筆すべきものはございませんでした。採決の結果一般会計の歳入全般について当委員会では特に異議はなく、全員一致により可決すべきものと決しました。続いて歳出について報告します。議会費については、情報端末導入と電子化会議システムの導入、タウンミーティングの会場使用料の計上、上伊那管内研修の予算計上です。特に情報機器について14台のタブレット端末の導入と、15IDのシステムライセンスについて説明がありました。総務費のうち、会計管理費では、令和6年10月から開始された内国為替制度運営費による手数料増加が説明されました。財政管理費では、旧樋口保育園のアスベスト調査と解体工事、企画費における新町発足70周年記念事業負担金、川島小学校跡地利用の検討委員会の設置などが挙げられました。情報通信系事業について、基幹ネットワークシステムの保守管理、防災情報ステ

ーションの点検、行政チャンネルの運営などの予算説明がありました。庁舎管理費では、空調設備設置工事、LED 化改修工事、地域レジリエンスソーラーシステムの導入について説明を受けました。税務総務費では、電子申告の増加に伴う地方税共同機構負担金の増額が説明されました。「軽自動車環境性能割徴収手数料の流れは」との質疑に対し、「県が徴収を代行しており納付された税の 5%を県に支払っている」との答弁でした。「樋口保育園の解体工事費はアスベストの有無でどのように変わらるのか」との質疑に対し、「アスベストがある前提で予算計上しており、アスベストがある場合は、地方債一般事業の石綿対策事業が使用可能、充当率 95%で 40%が普通交付税で還付される」との答弁がありました。「公共施設 LED 化改修工事の完了時期と効果はどのようにになっているか」との質疑に対し、「2027 年 12 月まで全公共施設の LED 化を完了予定。効果については、地球温暖化対策実行計画の事務事業編に記載されており、ホームページで確認可能」との答弁でした。農林水産費では、有機農業推進事業補助金に関する説明がありました。学校給食への有機米導入に関する質疑に対し、「価格高騰への対応は状況を見ながら補正予算で対応も検討する」との答弁がありました。このほか地産地消事業、食の革命プロジェクト、有機農業推進の 3 つの事業の関係性について整理が求められ、それぞれの目的と予算配分について説明がありました。林業費では新規事業として、地域林政アドバイザー業務委託を導入することの説明がありました。また、樹種転換事業や林道施設の点検など、今後の森林管理における重要な施策についても報告されました。「地域林政アドバイザーの業務内容は具体的にどのようなものか」との質疑には「森ビジョンの推進、松くい虫被害対策計画の策定支援、森林経営計画の管理についてのアドバイスなど、幅広い業務を想定している」との答弁でした。商工費では、地域おこし協力隊の活動状況が説明され、サテライトオフィス誘致事業と町の文化拠点開発事業に 4 名の協力隊員が従事する予定であることが報告されました。続いて、観光費ではサイクルツーリズムの推進やホタル保護育成に関する取り組みの説明がありました。「民間企業への協力隊配置が認められているか」との質疑に対し、「単なる企業支援ではなく、観光振興や関係人口増加等、町の利益になると考えられる場合は認められている」との答弁でした。土木費では道路橋梁費、河川改良対策費、住宅費などの予算配分について説明がありました。交通安全対策費については、全 10 箇所の新設工事を予定しており、36 箇所の要望の中から選定されたことが報告されました。「道路改修工事の予算が前年度より減額されて

いる理由は」との質疑に、「区から要望以外に県事業関連の工事や道路管理者としての必要な整備事業があり減額となっている。区からの要望に対する事業費は昨年とほぼ同額」との答弁がありました。「大規模盛土造成地の点検箇所はどこか」との質疑に対し、「大石平と豊南短期大学、新町工業団地の 3 箇所」との答弁がありました。「平出団地の現状はどうなっているか」との質疑に対し、「4 棟ありそのうち 2 棟は空き家となっているため、令和 7 年度に解体予定。残り 2 棟には居住されている方がいる」との答弁でした。消防費については、予算の大きな増額要因として、消防団のポンプ車新規購入と耐震性貯水槽の設置が挙げられたほか、視認性の高い消防団活動服への更新が計画されているとの説明がありました。「消防団員の公務災害補償の適用範囲はどうなっているか」との質疑に、「消防団員はもちろん町長や団長の要請で出動した一般の方も負傷した場合も対象となる」との答弁がありました。交際費と予備費については特筆すべき質疑はありませんでした。以上、一般会計予算の歳出について採決した結果、全員一致により可決すべきものと決しました。議案第 2 号、令和 7 年度辰野町上水道事業会計予算の審査結果を報告します。予算書の概要、業務予定量、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出について説明があり、令和 7 年度も赤字予算となるものの、赤字は縮小傾向にあることが報告されました。また、国道 153 号の拡幅工事に伴う水道管移設工事や簡易水道施設の管理に関する新たな警報装置の設置など、具体的な工事計画についても説明がありました。予算の特徴として料金改定による収入増加を見込む一方で、一般会計からの繰入金の減少や物価高騰による支出増加が課題として挙げられました。「収入から支出を引いた額の赤字についてどのように対応しているか」との質疑に対し、「繰入基準に基づいて一般会計から繰り入れを行っている。本来は均衡予算とすべきだが、昨今の状況により厳しい状況となっている」との答弁でした。「水道料金の見直しについて今後の予定はどうなっているか」との質疑に対し、「令和 9 年度に、次回の料金改定の改定率の検討を行う予定、経営戦略の見直しと合わせて修正を検討していく」との答弁でした。採決の結果、全員一致により可決すべきものと決しました。議案第 3 号、令和 7 年度辰野町下水道事業会計予算についての審査結果を報告します。主な説明として、水洗化戸数と水洗化率、管渠整備事業費、処理場整備事業について説明がありました。また、一般会計からの補助金についての説明も行われ、企業債の償還や施設の維持管理について詳細な説明がありました。2 つの水処理センターの耐震改修工事に関する予算の繰り越しについて

ても説明があり、令和 6 年度から新年度への予算繰越の詳細が説明されました。「一般会計からの補助金 5 億 2,900 万円の根拠は」との質疑に対し、「令和 2 年からの地方公営企業法適用開始時から同額を継続しており、主に企業債の元利償還のために繰り入れを行っている」との答弁がありました。「総係費が前年に比べて減少している理由は」との質疑に対し、「職員の平均年齢が 39.6 歳から 30.6 歳になったことによる人件費の減少が主な原因」との答弁がありました。採決の結果、全員一致により可決すべきものと決しました。議案第 8 号、令和 7 年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算についての審査結果を報告します。予算審議では、現行の告知システムの使用料と加入状況について説明があり、現在の加入率が 30.9% で年間約 100 件ずつ減少傾向にあることが報告されました。令和 8 年 3 月のシステム終了に向けて周知用のチラシ作成費や新聞掲載費用の増額、基地局撤去のための基金積立について説明がありました。新システムの検討状況はとの質疑に対し、LINE やホームページ、メールによる情報配信への移行、また緊急通報機能については民間サービスの活用を検討中。防災情報については戸別受信機の導入も検討している。保健福祉課、総務課、住民税務課の 3 課が連携して移行計画を進めており、特に民生委員の協力を得て独居世帯数等の実態調査も実施中であるとの答弁がありました。採決の結果、全員一致により可決すべきものと決しました。なお、本委員会審査において検討された要望事項 1 件を提出いたします。辰野駅前広場を中心とした辰野駅前地区まちづくり基本計画(案)の推進が停滞していますが、町の顔であるとともに交流を育む玄関口として、辰野駅周辺の整備は町全体の活性化に繋げる大きな課題であると考えます。また、商店街においては新規開業者と既存商店の間の理解が進まない状況も見受けられますが、お互いの連携を強化し、ともに発展を目指す取り組みが求められます。町としては駅前再開発と商店街活性化に、より積極的に取り組むべきと考え、地権者や商店街関係者との町政懇談会の開催、町長のリーダーシップによる具体的な方針策定と実行などを通じ、駅前から下辰野商店街の活性化を図り、持続可能な地域社会の構築を強く求めます。

以上で総務産業常任委員会の委員会報告とさせていただきます。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。日程第4、議案第1号、令和7年度辰野町一般会計予算の歳出の内、3 民生費、4 衛生費(水道費を除く)、10 教育費、議案第4号、令和7年度辰野町国民健康保険特別会計予算、議案第5号、令和7年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算、議案第6号、令和7年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算、議案第7号、令和7年度町立辰野病院事業会計予算、議案第9号、令和7年度辰野町介護保険特別会計予算、以上 6 議案を一括議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、小林テル子議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員会（小林）

本定例会初日、福祉教育常任委員会に付託されました令和7年度予算に関する議案第1号、歳出のうち3 民生費、4 衛生費（水道費を除く）、10 教育費、議案第4号、第5号、6号、7号、9号についての審査状況を報告いたします。3月10日午前11時から全員による一般会計歳入の説明を受けた後に、同日、午前11時40分から11日午前9時から福祉教育常任委員会室において委員全員出席、教育長、担当課職員に出席をいただき慎重に審査を行いました。また14日午後1時から3箇所について現場審査を実施いたしました。以下、新規事業、主要事業を主とした概要を報告いたします。議案第1号、令和7年度辰野町一般会計予算歳出の内の民生費についてです。前年当初予算比7.1%の増額となっています。社会福祉総務費は、生活困窮者就労支援事業、社会福祉協議会負担金、民生児童委員報酬等が主な事業です。「社会福祉協議会負担金で連携強化と言われたが、どの部分が評価されたか」の問い合わせに「高齢者の社会参加や権利擁護のための金銭管理の部門が補強されている。また福祉有償運送の補強です」との答弁でした。社会福祉費では生活支援センター照明 LED 化改修工事が新規事業です。老人福祉費では、「福祉タクシーの利用率は」の質問に「デマンド型タクシーが充実してきているが、例年と変わらずに70%台の利用率である」と答弁でした。児童福祉総務費は、児童手当事務、子ども計画策定業務委託料、辰野町フリースクール運営事業補助金、病児・病後児保育施設運営事務管理料等が新規の事業です。児童手当制度は令和6年10月から高校生年代まで支給期間が延長となり、支給人数は約2,000人を予想しているということ。また、伴走型相談支援事業は事業の充実を目指して進めているとの説明を受けました。「子育て支援センターの使用料、空調使用料とあり、空調使用料が増額となっているが」の問い合わせに、「2階全体の空調費を負担するためです」との答弁でした。「辰野町フリースクール補助金は」の問い合わせには「信

州型フリースクールの認定団体への補助で、県からの補助に連携する形で不足部分について町から補填するもの」との答弁でした。保育園運営費は平出保育園閉園に伴う東部保育園の改修工事費、駐車場整備費、保育園照明 LED 化工事等が新規事業になります。ここまでが民生費です。そして続いて、衛生費について報告いたします。前年当初予算比 0.9% の増額です。予防費で「帯状疱疹ワクチン接種が 65 歳以上について定期接種化が決定されたが、町での対応は」の問い合わせに「50 歳以上に対する町独自の接種助成事業は継続です」との答弁でした。また、「子どものインフルエンザ任意予防接種補助事業を無料にする考えは」との問い合わせには、「2 回接種で高額であり、すぐには難しい」との答弁でした。環境衛生費はゼロカーボン推進補助金、中央保育園照明 LED 化改修工事が主なものです。令和 7 年度まで LED 関連の補助事業が申請期間とあって、全国から一斉に資材が発注された場合を想定して、資材調達の計画を速やかに実施してほしいとの要望が出されました。診療所費は、辰野病院への補助金 3 億 7,295 万円、投資及び出資金で 7,704 万 5,000 円、令和 6 年度より 5,000 万円の増額となっていますとの説明がありました。増額の理由として、人件費の高騰に伴う繰出基準の算定増加、物価高騰の影響と厳しい経営状況との説明がされました。町側からは病院の経営に積極的に関与して監視していくべきではないかとの意見がありました。町保健対策推進費では、出産前後の出産準備金、マタニティータクシー、オムツタッポンの実施、産後ケア助成金など、支援体制補助事業が充実しているとの説明を受けました。保健推進事業費ではメタボリック予防検診を「アンダー39 健診」として 19 歳までの対象年齢を引き下げ、若者世代に向けたリニューアルされたものになります。若者世代の健診受診率アップを期待するものだという説明を受けました。塵芥処理費は一般廃棄物収集運搬委託料が主なものです。辰野町の可燃ごみ収集量は、上伊那 8 市町村では多い方から 2 番目の集荷量になるという説明を受けました。教育費について報告いたします。前年当初予算比 31.6% の増加です。教育総務費は、新規事業としてスクールバス運行管理委託です。工事請負費で辰野中学校給食室床改修工事、辰野中学校校舎照明 LED 化改修工事ですと説明を受けました。「スクールバス運行管理で川島の子どもたちの通学バスの状況は」の問い合わせに「西小、中学、東小を巡るコースを用意している」との答弁でした。学童クラブの事業費では、「学童クラブ運営委員報酬で 6 人とあるが、国の配置基準は」の問い合わせに「国の基準では子ども 40 人に対して支援員 2 人」との答弁でした。「令和 6 年の学童クラブの登録児童数は」の問い合わせに

「西小 159 人、東小 93 人、南小 52 人、両小野小 54 人」との答弁でした。「西小学童のスペースは、150 人規模には対応できていないのでは」の問い合わせには「増設したいが財源がない。子どもたちを安全に見守る観点から、離れた場所での管理は難しく現在対応を検討しているところ」との答弁でした。教育振興費では、令和 7 年度は小学校 5、6 年生と中学校全学年、令和 8 年度には小学校 1 年から 4 年生のタブレットの更新を実施いたします。大きな経費がかかります。学校給食費では、「お米の価格高騰を受けて給食の米の確保」の問い合わせに「確保できていて価格も市場の高騰ほどではない。価格高騰対策として、小学校 1 食 50 円、中学校 57 円を補助していく」との答弁でした。また、炊飯業務委託料を新たに経費として計上したとの説明がありました。社会教育費では、人権啓発講演会の実施、町民会館自主学習室の夜間開放を予算化した。美術館特別展示事業として、町出身の高橋弘樹氏、一ノ瀬大地氏のアクリル画展を予定をしている。文化財保護費ではシダレ栗自生地遊歩道整備事業、文化財案内看板の設置を実施と説明を受けました。文化財保護に町も大きな経費がかかる。見学者からの環境保全の寄付金等を検討してみてはとの提案がされました。採決の結果、一般会計の歳出のうち、当委員会に付託された部分について、特に異議はなく全員一致により可決すべきものと決しました。議案第 4 号、令和 7 年度辰野町国民健康保険特別会計予算についてです。予算総額は前年度比 10.8% 減、2 億 1,967 万 7,000 円の減額となっています。加入率は 5% の減少、39 歳以下の被保険者と 65 歳から 74 歳が減少しているとの説明がありました。今年度も基金繰入金 4,258 万 9,000 円を計上しています。令和 6 年より新たな税率で進めていますが、さらに次の税率改定を視野に決算状況を確認しながら検討を進めていきますとの説明がありました。採決の結果、特に異議はなく、全員一致により可決すべきものと決しました。議案第 5 号、令和 7 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算については、予算は財産処分に係る経費を中心に計上しました。予算総額は 428 万 7,000 円、前年度比 15.4% の減、歳入は繰入金を国保会計から 300 万円を計上し、歳出は診療所 2 箇所設置管理費 100 万円ずつを計上しましたとの説明でした。「建物の処分解体はどのように進めるのか」の問い合わせに「令和 8 年度以降に解体予定」との答弁でした。採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。議案第 6 号、令和 7 年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算についてです。団塊世代の高齢者の増加によるもので、前年度比 2.5% の増です。予算総額は 3 億 8,553 万 4,000 円で、440 万 7,000 円、1.2% の増額となりました。特筆すべき質

間はなく、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。議案第 7 号、令和 7 年度辰野病院事業会計予算についてです。物価高騰や人件費の引き上げに伴う経費増加が、辰野病院経営の大きな影響を及ぼしているとの報告があり、持続可能な病院経営に向けて病床機能再編による収益確保や地域との連携強化を進める。具体的な予算数値については、病院事業収益が 22 億 9,462 万 3,000 円、前年比 1.8% 減、病院事業費用が 23 億 9,593 万 8,000 円、前年比 3.1% 減、一般会計からの繰入金 4 億 5,000 万円で前年比 5,000 万円の増額となったとの説明がありました。長期計画の具体化に向け地域包括ケア病床の上昇、365 日リハビリ、患者満足度調査の実施、開業医との連携強化を進めますとの説明がありました。「健診事業の増加は」の問い合わせには「平成 30 年 430 万円から令和 6 年 2,200 万円まで増加している」との答弁でした。委員からは、医師確保の必要性の要望、さらに小児科診療の拡充の意見が出されました。採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。議案第 9 号、令和 7 年度辰野町介護保険特別会計予算について。第 9 期介護保険事業計画の中間年度として支出の効率化、収入の確保に努めます。介護保険予算総額は前年度比 1,824 万 8,000 円、0.8% の減額となると説明を受けました。人口減少に伴い、第 1 号被保険者数は減少、辰野町の高齢化率は 39.0% となります。介護保険サービスの提供とともに、介護予防日常生活総合支援事業や一般介護予防事業を実施、地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業に力を注いでいきますと説明を受けました。「高齢者支援センターの名称はなかなか浸透していかないようだが」の問い合わせに「地域包括支援センターの名称がわかりにくいということで変更したので、知っていただけるように周知に努めます」との答弁でした。採決の結果、異議はなく全員一致で可決すべきものと決しました。福祉教育常任委員会に付託されました令和 7 年度特別会計予算審議に関する議案の審査結果は以上のとおりです。また 3 月 14 日、町民会館のホール天井照明 LED 化改修工事、辰野中学校の給食室改修工事、東部保育園の屋根外壁改修工事、駐車場整備工事の現地視察を実施し、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。本定例会の福祉教育常任委員会においての委員会審査において、町長への要望が出されましたので、以下のとおり提出をいたします。町長要望として 3 事項を要望いたします。1. 学童クラブの環境整備と人材確保、2. 子育て支援センターの移転を含めた環境整備、3. 辰野病院の更なる経営改善、以上の 3 項目になります。以上、福祉教育常任委員会委員長報告を終わります。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。ただいまの審査結果報告の中に要望事項等がありましたので、町長より答弁を求めます。

○町 長

ただいま両委員会より要望事項がございましたので、それをお答えさせていただきます。はじめに総務産業常任委員会から提出された要望事項にお答えします。辰野駅前の再開発については平成 29 年に地区代表の皆様により設立された、まちづくり協議会の 10 回に及ぶ協議を経て駅前地区まちづくりプランが作成され、平成 31 年 3 月に、まちづくりの方針に向けた提言書を町に提出いただきました。これを受け町では駅前基本計画案を作成し意見交換会を開きましたが、参加者からは計画の実現性や事業自体の必要性に対し、賛成と反対双方のご意見を多数いただいたことから、計画立案前に地元での議論をもっと重ねていく必要があると認識いたしました。今後、計画の実現性等の検討を深め、地域の合意形成に向けて地元と意見調整していきたいと考えております。下辰野商店街について、私が子どもの頃に賑わっていた当時と同じ姿に戻すことは現実的でないと考えています。時代の変化に伴い、今や何々屋、何々屋といった商店や店舗が隙間なく立ち並ぶ商店街ではなく、新たな業種や業態、新たな商店街の形が求められているのではと感じています。その中で住宅などが混在する現状にあっては、無理にシャッターを開けるのではなく、とびとびの商店を繋いで新たな価値観で商店街を造る、老舗も新店舗も閉じたままの店舗もひっくるめて、地域としての楽しいを作ろうというトビチ商店街のコンセプトに共感しています。今、辰野町は空き家や空き店舗を活かして夢を実現できる、チャレンジしやすい町として企業場所の選択肢の 1 つとして、町内外の若者から注目されていますが、一方で、どんなことをやっているのかわからないといった地元の方の声もあることを承知しております。この取り組みは辰野モデルと呼ばれ、新しい商店街の活性化、まちづくりのフロントランナー、先進的事例として全国から注目されていること、また中心となっている○と編集社代表の赤羽孝太さんは、長野県知事から任命された長野県空き家利活用推進アドバイザーまた総務省の地域活力創出アドバイザーに起用され、町の魅力

発信のため、様々な場所で活躍していること等をもっともっと地元住民に知っていたい
だくよう町も努めていきたいと思います。今後、地域の暮らしを支え、頑張っていた
だいている既存店舗の皆様方と、新規事業者との連携が強化され、さらに町が元気になれる
ように発展することを期待し、町としても双方ができる限り応援していきます。続きま
して福祉教育常任委員会から提出された要望事項にお答えします。学童クラブでは希望されるすべての児童を受け入れているため、定員を超えた施設の拡張や支援員の増員が求められているところあります。特にその状況が顕著な辰野西学童クラブについては、施設の拡張も検討しましたが、多額の費用が要する等、早期実現が困難なため当面は新しくなった西小体育館 2 階のロビーや、多目的ルーム等を活用し対応する予定です。支援員については、長期的に安定した雇用形態を基本とし多様な働き方ができるように、採用時に勤務日や勤務時間等の希望を伺い、個々の勤務条件を設定しています。さらに募集広告等で支援員として働く魅力を発信し、多くの人に関心を持ってもらえるよう努めてまいります。子育て支援センターについて、建物賃貸借契約の更新にあたり、維持管理費用の追加が必要となりました。引き続き今後の運営方法や環境整備について検討を進めていきます。辰野病院の経営にあたっては、病床機能再編により増収する地域包括ケア病床の活用と、患者受け入れ体制の向上に努めるとともに、外来体制維持のための医師及び医療従事者の確保を図ります。さらに外部機関との多職種による連携強化に努め、地域に密着した病院経営に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長

次に、委員長報告の行われました日程第 3、議案第 1 号から日程第 4、議案第 9 号までについて一括して討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより採決いたします。はじめに議案第 1 号、令和 7 年度辰野町一般会計予算についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第1号、令和7年度辰野町一般会計予算については委員長報告のとおり可決されました。次に議案第2号、令和7年度辰野町上水道事業会計予算、議案第3号、令和7年度辰野町下水道事業会計予算、議案第4号、令和7年度辰野町国民健康保険特別会計予算、議案第5号、令和7年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算、議案第6号、令和7年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算、議案第7号、令和7年度、町立辰野病院事業会計予算、議案第8号、令和7年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算、議案第9号、令和7年度辰野町介護保険特別会計予算、以上8議案についてを一括採決いたします。お諮りいたします。本案に対する各委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第2号から議案第9号につきましては、委員長報告のとおり可決されました。日程第5、議案第25号、令和6年度辰野町一般会計補正予算（第15号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第25号、令和6年度辰野町一般会計補正予算（第15号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第25号は原案のとおり可決されました。ただいまより暫時休憩とします。再開時間は15時10分とします。

休憩開始 14時57分

再開時間 15時10分

○議長

再開いたします。日程第6、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に総務産業常任委員会へ付託となりました陳情第2号、「最低賃金法の

改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について、総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、古村幹夫議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（古村）

本定例会初日に当委員会に付託されました陳情審査結果を報告します。3月14日午前10時から談話室において委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。以下、その概要を報告いたします。陳情第2号、「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書。提出団体は、上伊那地区労働組合連合会、代表者は議長の小池悟志氏。最低賃金法の改善と中小企業支援の拡充を求め、地域別の最低賃金格差の解消や最低賃金の大幅引き上げが必要として、最低賃金法を全国一律制度に改正すること、労働者の生活を支えるため最低賃金1,500円を実現すること、最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業、観光業、農林水産業への支援を国の義務とする条項を最低賃金法に設けることを要望する意見書を政府に提出することを求める陳情です。採択すべきとする主な意見として、労働者の賃金が低く抑えられていることが、日本経済の停滞要因の一つである。地方の人口流出を防ぎ、労働者の生活を改善するために、全国一律性が重要、ワーキングプアの解消や若者、女性の労働環境改善に繋がるなどの意見が挙げられました。一方、不採択とすべきとする主な意見として、現行の最低賃金法でも地域間格差の是正の努力がある。アンケートによると、中小企業の80%が1,500円への対応は困難と回答しているなどの意見が挙げられました。採決の結果、採択2、不採択4となり、不採択とすべきと決しました。以上、陳情第2号に対する総務産業常任委員会の審査結果を報告しました。

○議長

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。はじめに委員長報告に反対者の発言を許可いたします。

○高木（9番）

陳情を不採択の委員長報告に反対し、陳情を採択すべきとの立場から意見を述べます。まずははじめに、最低賃金法とは使用者が労働者に対して支払う給与の最低額を定

めた法律のことです。都道府県ごとにその額が定められており、労働者の安定した生活や労働力の向上がその目的です。このことにより、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。本陳情では、都道府県ごとに決められた最低賃金を全国一律にすること、さらに労働者が安定した生活ができるように時給 1,500 円を実現すること、そして最低賃金を引き上げるための支援を国の義務とするよう、最低賃金法の改正を求めるものです。最低賃金が都道府県ごとに違う理由は、労働者の生活費や企業の支払い能力などを考慮しているためとされています。これまで大都市は物価が高いので、生活費も高くなり地方はそうでもない。だから大都市の方が賃金が高いというのが常識だったかもしれません、地方では車の保有が必要になったり、物価についても全国どこでも高騰しており地域間格差はほとんどない状況です。例えば最低賃金が最も高い東京都と最も低い秋田県を比較すると、時給の差は 212 円となり、1 日 8 時間、月 21 日間働いたとすると、年間 43 万円ほどの差が生じます。また、東京都と長野県を同様に比較すると、年間 33 万円ほどの差が生じることになり、住むところが違うだけで同じ労働をしても賃金にかなりの開きが生じています。先ほども述べましたが生活費に地域間格差はありません。最低賃金を全国一律にする必要があります。また、日本では最低賃金やそれに近い賃金で働く非正規労働者の割合が増えています。ワーキングプアという言葉があるように、フルタイムで働いても暮らしに貧しいという人が多くいます。時給 1,500 円になれば、月の手取りが 20 万円近くになり、安定した生活を送ることができます。最低賃金を引き上げる必要があります。しかし、中小企業単独で賃金を引き上げるのは非常に難しい状況です。賃金を引き上げると社会保険料の事業者負担が増すからです。また、中小企業は原材料などの物価高騰分を価格転嫁できないため、大企業のように利益を上げることができません。国がこの社会保険料負担軽減のための支援を行い、中小企業などへの支援を強化する必要があります。国では最低賃金の引き上げにより影響を受ける中小企業に対して業務改善助成金などの支援を行っておりましたが、設備投資の実施が要件とされるなど、中小企業にとって必ずしも使い勝手の良いものではありませんし、利用件数も少なく十分活用されてはいません。現在の国の支援だけでは不十分です。実際に町内の中小企業の方にお話を伺うと「給料を上げたくてもできるわけがない。会社を続けることで精一杯」とおっしゃっていました。国で様々な支援を行っていても活用できない事業者がたくさんいます。どうしたら賃上げに繋がる支援ができるのか国が責

任を持たなくてはいけません。最低賃金を引き上げるための支援を国の義務とするよう、最低賃金法の改正が必要です。以上の理由により請願の採択を求めます。

○議 長

次に委員長報告に賛成者の発言を許可します。

○小 澤（6番）

私は委員長報告の不採択に賛成の立場から討論に参加いたします。最初に政府に求めている最低賃金法を全国一律制度に改正することとは、改正により地域間格差を解消せよとの要望ですが、ご存知のように現在の最低賃金は全国的な整合性を図るため、毎年労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとした地域別最低賃金制度がとられています。地域別最低賃金は都道府県ごとに定められており、地域間格差については従来より問題視されてきました。しかし、この地域間格差の比率は 10 年連続で縮小しており、都市部と地方における最低賃金の格差は徐々に縮小しています。陳情にあるように、令和 6 年の改正後の最高額と最低額の差は 212 円とまだ小さくありませんが、令和 6 年の最高額、東京都の 1,163 円と最低額、秋田県の 951 円の比率は 81.8% となつたことで、令和 5 年の 80.2% より格差が縮小しております。ちなみに長野県と東京都を比較してみると、令和 5 年が 85.2% であったのが、令和 6 年には 85.8% と格差が縮小されており、来年度以降も更なる縮小が見込まれています。このことからも、最低賃金法を改正する必要性はないと思います。また、最低賃金 1,500 円の実現、最低賃金の引き上げを円滑に実施するために、各産業への支援を国の義務とする条項を最低賃金法に設けることについても、令和 5 年度政府が目標とした全国加重平均が 1,000 円を超えたことに、より、令和 5 年 8 月に行われた新しい資本主義実現会議において、2030 年半ばまでに全国加重平均を 1,500 円まで引き上げるという新たな目標が掲げられました。また、令和 6 年 6 月に閣議決定された新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版でも、労働生産性の引き上げ努力等を通じ、2030 年代半ばまでに 1,500 円とすることを目指すことが目標とされております。そしてこの目標により早く達成できるよう、国は最低賃金引き上げに向けた中小企業、小規模事業者への支援事業として、中小企業小規模事業者の生産性向上のための取り組みを支援する業務改善助成金、業種別団体の賃金底上げの取り組みを支援する働き方改革推進支援助成金、また自動化省力化投資や事業継承、M&A の環境整備等について官民連携して努力するとされてい

ます。このことからも、全国加重平均 1,500 円を目指して、来年以降も更なる引き上げが行われる可能性が高いものと考えられます。さらに地方では人手不足の状況下で人材獲得競争が激化しており、他県への人材流出を防ぐため、来年度以降も最低賃金引き上げ目安額より大幅な上乗せを行う傾向が続くことが予想されます。このように政府は陳情に求めている事柄について積極的に取り組みを進めていることから、国に対して意見書を提出することに反対し、委員長報告のとおり不採択に賛成いたします。

○議長

ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより陳情第 2 号、「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、原案について起立により採決を行います。原案を採択するに賛成の方、原案を採択するに賛成の方ご起立をお願いいたします。

(起立 6名)

○議長

はい。座ってください。起立少數です。よって陳情第 2 号は不採択とすることに決しました。次に、福祉教育常任委員会へ付託となりました陳情第 1 号、「持続可能な学校の実現を目指す意見書」の採択を求める陳情、陳情第 4 号、国に対し「従来の健康保険証を存続させマイナ保険証との両立を求める」意見書の提出を求める陳情、以上 2 件について、福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、小林テル子議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（小林）

本定例会初日、福祉教育常任委員会に付託されました陳情第 1 号、陳情第 4 号についての審査結果を報告いたします。令和 7 年 3 月 14 日、福祉教育常任委員会室において、委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。1. 陳情第 1 号は、持続可能な学校の実現を目指す意見書採択を求める陳情についてです。陳情者は辰野町公立学校教職員組合執行委員長、村澤陽介氏です。陳情事項は、学校の働き方改革推進のため、教職員の負担軽減を図る観点から、学校指導要領の内容の精選に伴う標準授業時

数の削減を行うことに教職員の配置確保も含め、学校の働き方推進のための必要な財源確保を行うこと、長時間労働に歯止めをかけ、教員の命と健康が守られる法制度の整備を図ること、今後、勤務実態調査等を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずることが陳情事項です。質疑討論の結果、特筆すべき質問はありませんでした。主な意見としては、1、教員の業務実態を改善するためには、具体的な対策が必要考える。働き方改革は、教育現場を見る限りで進んでいないと思われるので必要ではないか。教員のなり手不足は深刻で、教員の業務負担軽減を図るため施策は必要であるからなどの意見が出されました。採決の結果、賛成 6、反対 0 で採択と決しました。併せて、持続可能な学校の実現を目指す意見書を議員発議で提出することを、採決の結果、賛成 6 反対 0 で採択と決しました。続いて、陳情第 4 号、「国に対し従来の健康保険証を存続させマイナ保険証との両立を求める」意見書の提出を求める陳情です。陳情者は上伊那医療生協協同組合辰野支部、代表者一ノ瀬静子氏です。陳情趣旨は、従来の健康保険証が新規で発行されなくなり、マイナ保険証に原則 1 本化されたことで、社会的弱者にとってマイナンバーカードの手続き・取得・管理の困難性から、保険医療が受けられない被保険者を一時的発生させる恐れがある。また、介護施設等では管理リスクが高く、職員や家族への新たな負担も生じている。マイナ保険証を取得していない人には資格確認証が発行されているが、当面の間の経過措置になっているため、従来の保険証との両立を求めるものです。賛成意見、マイナンバーカードが始まつた時にトラブルが多く発生した。更新手続きは役場で行わなくてはならないため困難な方もいる。両方選べると高齢や障がいのある方にとって使いやすいと考える。反対意見、マイナ保険証を所持していない人には資格確認証が交付されているので問題ない。従来の健康保険証は偽造ができる等の危険性がある。高齢者などを考慮すると一本化するのは難しいところはあるが、全体の制度として捉えると経過期間があり、そこで緩やかに移行していくので問題はない。以上採決の結果、賛成 1、反対 5 で不採択と決しました。以上、委員長報告といたします。

○議 長

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。はじめに陳情第 1 号、「持続可能な学校の実現を目指す意見書」の採択を求める陳情について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより陳情第1号、「持続可能な学校の実現を目指す意見書」採択を求める陳情を採決いたします。お諮りいたします。この陳情に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり決しました。次に陳情第4号、国に対し「従来の健康保険証を存続させマイナ保険証との両立を求める意見書の提出を求める」陳情について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。はじめに委員長報告に反対者の発言を許可いたします。

○吉澤(4番)

健康保険証の存続を求める陳情、不採択の委員長報告に反対し陳情を採択すべきとの立場から意見を述べます。陳情の趣旨は、健康保険証の存続を求めるこの1点です。陳情採択を求める第1の理由は、存続を求める多くの町民の声があるからです。私たちは今の保険証を残すよう求める署名に取り組んでいますが、署名をお願いするほとんどの方が「そうですよね」と共感して証明していただきます。陳情書にあるようにマイナ保険証の利用率は未だに28%程度、前の保険証の解約は5万8,000件に上り、増えています。今の保険証を残してという住民の願いに応え、存続を求めるべきではないでしょうか。第2の理由は、社会的弱者のために今の保険証の存続が必要だと考えるからです。認知症や記憶力が落ちた方に暗証番号の管理を求めるることは酷です。顔や体が震える方には顔認証はハードルが高いです。介護施設や障がい者施設の多くがマイナ保険証に対応できないと回答しています。職員が暗証番号を管理できないためです。5年か10年ごとの更新を忘れれば、マイナ保険証は無保険になります。国民皆保険制度を守るためにも一本化の強行は許されない。これは昨年の信濃毎日新聞の

社説の一部ですがそのとおりだと思います。誰一人取り残さない社会を掲げる以上、健康保険証の存続が必要ではないでしょうか。第3の理由は、トラブルを避けるために今の保険証の存続が必要だと考えるからです。マイナ保険証での資格確認には、これまでより時間と手間がかかりトラブルが絶えません。トラブルの内容は、資格情報が無効48%、10割負担を請求した例が9.4%、その結果受診せずに帰ったという事例もあるという深刻なものです。マイナ保険証を持たない方には資格確認書が交付されますが、これはある方の資格確認書の拡大コピー、そして元の保険証です。プライバシー保護して一部加工してありますけれども、保険証と資格確認書の違うところは、左上の3行目、従来ですと国民被保険者証と書いてあったのが資格確認書と変わっているそこだけなんです。今の保険証とほとんど変わりません。資格確認書が出るから今の保険証をなくしても良いという意見がありますが、資格確認書を発行するということ自体は当分の間とされています。そして、今の保険証とほとんど変わらないものを発行するというのは、今の保険証を残す必要があるということを認めているようなものではないでしょうか。理由の最後ですが、第4はマイナンバー制度の見直しが必要だと考えるからです。マイナンバー制度は、国民への課税を強め社会保障給付を減らすために、財界の要請により進められてきました。経団連などは、マイナンバーで集まる大量の個人情報をビジネスに活用するのは、非常に価値があると主張してその利用を進めようともしています。国民のためのデジタル化ではないと考えます。G7でマイナンバーに何でも紐付けしている国は日本だけ、他の国は管理監視社会、個人情報流出への国民の批判を受け、個人情報保護優先に展開しているわけです。今のマイナンバーごり押しの施策は根本から見直しが必要ではないでしょうか。保険証のトラブルは命に関わります。国民の不安を置き去りにして、マイナンバーごり押しのために今の保険証をなくすることは、そもそもマイナンバー取得は任意と説明してきた導入の説明に反する約束違反です。今の保険証を残せばお金も手間もかからず、トラブルが防げみんなが助かります。そしてそれが必要ではないでしょうか。以上の理由により、本陳情の採択を求めるものです。

○議長

次に委員長報告に賛成者の発言を許可します。

○津谷(13番)

私は委員長報告にある不採択に賛成をして、原案に対して反対の立場から討論をいたします。皆様ご存知のとおりマイナ保険証とは、健康保険証の機能をマイナンバーカードに統合する仕組みのことを指し、デジタル社会の実現と医療分野の効率化を目的に進められてきました。昨年の12月2日からこれまでの健康保険証は新規発行されなくなり、現在使用している保険証はその有効期限まで使用可能という形になっております。なお、マイナンバーカードを持っていない人や、マイナ保険証の利用登録をしていない方には、現行の保険証の有効期限より前に保険者から資格確認書が送付をされ、現行の保険証が廃止以降も確実に保険医療を受けられる体制が作られております。政府指導によりまして日本の行政手続きや医療分野ではデジタル化が遅れており、効率性向上が求められている。また、健康保険証の発行や更新にかかる事務手続きやコストを削減し、医療機関や保険者の負担を軽減する。患者の診療履歴や薬剤情報をデジタルで一元化することにより、医療サービスの質が向上することが期待をされております。さらに従来の健康保険証は第三者による不正利用が課題でしたが、マイナ保険証では、顔認証またセキュリティ機能が強化をされ、不正を防止する仕組みが整えられております。これらの理由により、マイナ保険証の導入が推進をされております。これにより受診時また調剤時にマイナンバーカードを用いて受付をして、情報提供に同意をすることによって、過去に処方されたお薬や特定健診など情報を医師、薬剤師にスムーズに共有することができ、データに基づくより良い医療が受けられます。また、マイナンバーカードを健康保険証として利用すれば、限度額適用認定証がなくても、公的医療保険が適用される診療に対しては限度額を超える分を支払う必要がありません。手続きなしで高額医療費の限度額を超える支払いが免除をされるわけであります。さらに、マイナポータルからe-Taxに連携することによって、確定申告のとき、医療費控除申請が簡単になります。医療費の領収書管理・保管しなくとも、マイナポータルで医療費通知情報の管理が可能となり、マイナポータルとe-Taxを連携することでデータを自動入力できます。マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできるということであります。そして最後にマイナンバーカードを健康保険証として利用し情報提供に同意をいただくと、薬や特定健診などの情報を医師、薬剤師にスムーズに共有することができ業務効率化が図れます。したがって、医療現場で働く人の負担を軽減することができます。など多くのメリットがございますが、この一方で個人情報保護への懸念、また高齢者やデジタル弱者への配慮不足、これは指摘

されるのは事実であります。しかしながら、マイナ保険証と従来の健康保険証の両立は、それだけでも事務的作業、手続きの負担増であり事務費用も増加になります。さらに今後、国においてはこうした懸念や課題を解消し、より多くの人が安心して利用できるため、マイナ保険証の利便性の向上のための環境を整えること、また、高齢者や障がい者に優しいサポート体制の充実などに注力を求めることが最優先ではないでしょうか。したがって私はこの陳情は不採択とし、委員長報告に賛成の立場で討論を終わります。

○議長

ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより陳情第4号、「国に対し従来の健康保険証を存続させマイナ保険証との両立を求める」意見書の提出を求める陳情を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、原案について、起立により採決を行います。原案を採択するのに賛成の方、原案を採択するのに賛成の方、ご起立願います。

(起立 3名)

○議長

起立少数です。お座りください。よって陳情第4号は不採択とすることに決しました。日程第7、追加提出議案の審議について、議案第28号、令和6年度辰野町一般会計補正予算（第16号）についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

はい。令和6年度辰野町一般会計補正予算（第16号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、長野県価格高騰特別対策支援金事業等を追加するものであります。補正総額は1,933万6,000円の追加で、予算総額は106億9,944万5,000円となる補正予算であります。以下、その概要を申し上げますと、歳入につきましては地方交付税及び県支出金の追加であります。歳出につきましては民生費で、住民税均等割のみ課税世帯で、国の物価高騰低所得世帯重点支援給付金の給付を受けていない世帯へ1世帯当たり2万円を支給、さらにその対象世帯のうち18

歳以下の子ども 1 人当たり 2 万円を加算して支給する、長野県価格高騰特別対策支援金事業に要する経費の追加であります。消防費で上伊那広域消防職員の人勧に伴う人件費に係る負担金の追加です。教育費で小野の休戸公民館の雨漏りによる屋根改修工事に係る分館改修工事補助金の追加であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長に説明致させますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 28 号、令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 16 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおりに決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 28 号は原案のとおり可決されました。次に議案第 29 号、辰野町農業委員会委員の任命について、提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第 29 号、辰野町農業委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 3 月 31 日をもって、任期満了となる辰野町農業委員会委員 7 名について、表に示した方々を選任したいので議会の同意を求めるものであります。なお任命に当たって、認定農業者等が委員の過半数を占めることという規定がございますが、当町においてはそれが困難な状況にありますので、農業委員会等に関する法律の施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、委員の 4 分の 1 以上を認定農業者等とすることも併せてご同意をいただくものであります。任命する委員は、飯澤清成氏、野澤典生氏、横川又司氏、青木博子氏、高井学氏、島田美知恵氏、赤羽道子氏の 7 名です。1 番から 4 番の方は各地区からの推薦、5、6 番の方は農業関連団体等からの推薦、7 番の方は一般公募で選ばれ、それぞれ人格に優れ農業に関する理解があり委員に適任であると認められます。なお、略歴につい

ては別添のとおりです。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案どおり任命することについてご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。議案第 29 号、辰野町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第 29 号は原案のとおり同意することに決しました。日程第 8、議員提出議案の審議について、はじめに発議第 1 号、辰野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第 1 号 朗読)

○議長

ここで、提出者であります松澤千代子議員より趣旨説明を求めます。

○松澤 (2 番)

それでは、発議第 1 号、辰野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。今回の改正は「情報通信技術の活用による行政手続きに係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴う「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正により、本条例中この法律の条項の引用部分に生じた項番ずれの整備を行うこと、その他所要の整備を含み条例の一部を改正するものであります。施行日は法律の施行に合わせ令和 7 年 4 月 1 日からといたします。全議員のご賛同をいただき、原案可決をいただきますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより発議第1号、辰野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。次に発議第2号、持続可能な学校の実現を目指す意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第2号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第2号、持続可能な学校の実現を目指す意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立 13名)

○議長

全員起立です。よって、発議第2号は可決されました。日程第9、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から別紙のとおり、閉会中の継続審査申出書が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第72条の規定により、各委員長申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。日程第 10、議員派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。法第 100 条第 13 項及び辰野町議会会議規則第 124 条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり議員派遣することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決しました。以上で本定例会の日程はすべて終了いたしました。ここで町長より挨拶を受けます。

○町 長

閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。3 月 3 日に開会いたしました第 2 回辰野町議会定例会にご提案申し上げました追加議案を含め 29 議案、すべてを原案どおり可決、同意いただき感謝申し上げます。一般質問では、新年度事業や今後のまちづくり、農業振興、道路整備、子育て、人口減少対策、教育、職員の働き方改革や業務改革、公共施設の利活用、地域運営の課題解決など幅広い分野にわたりご質問、ご意見をいただきました。ご提案をいただいた議員各位に心から感謝申し上げます。昨日、川島小学校が 151 年の長い歴史を閉じました。これまで豊かな学びにご尽力いただいた先生方、学校を支えてきていただいた地域の皆様、保護者の皆様方に改めて感謝申し上げるとともに、卒業生を含め 4 月より新たな学校に旅立っていく児童の皆さん、今後の健やかな成長と活躍を祈念するところであります。さて、来たる令和 7 年度は新町発足 70 周年の節目の年であり、後期基本計画やこども計画の策定、学校や奉仕団等のあり方検討、辰野病院の経営健全化などの行政課題を抱えた町の将来を左右する大変重要な年であります。一般質問では、現在 2 期目の任期が残り 7 箇月余りとなった私の今後についての質問もいただきましたが、人口減少、少子高齢化などを背景に、まだまだ多くの課題を抱える町の現状を踏まえ、まずは安心・安全、町民一人ひとりが楽しさと幸せを実感できるまちの未来をつくるため、各事業に職員と一丸になって、誠心誠意、全力で取り組ませていただく所存ですので、議員各位のご支援、ご協力を願いいたします。また、このたび役場庁舎エレベーターの設置工事が終わり、17 日から自由にご利用いただけるようになりました。併せて 1 階には、一般質問の答弁でもお約束していた授乳室も新設しました。引き取り後、早速長年設

置を要望いただいた女団連の皆様にご試乗をいただきましたが、大変便利になったと好評がありました。室内には万が一のときの防災チェアも完備しておりますので、議会傍聴のときなどに安心してご利用いただければと思います。これから年度切り替えの時期を迎えますが、議員各位の益々のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げ 3 月定例会閉会に当たりましての挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長

以上で、本日の会議を閉じます。これをもちまして 3 月 3 日に開会いたしました、令和 7 年第 2 回 3 月辰野町議会定例会を閉会といたします。17 日間の長丁場、大変ご苦労様でした。

10. 閉会の時期

3 月 19 日 午後 3 時 59 分 閉会

この議事録は、議会事務局長 菅沼由紀、庶務係長 小林志帆の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 5 番

署名議員 6 番